

事務所ニュース



平成 28 年 1 月号

◆ トピックス

○ 雇用保険：マイナンバーの届出が義務化に

雇用保険手続きにおけるマイナンバーの届出は「努力義務」とされていましたが、昨年 12 月 18 日に改定された「雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係る Q & A」では、「義務」と変更されました。ポイントは以下のとおりです。

(1) 雇用保険手続きについて、個人番号をハローワークに届け出る法的根拠を番号法に基づく「努力義務」としていたが「義務」とし直した。

(2) 従業員から個人番号の提供を拒否された場合には、個人番号欄を空欄空白の状態での雇用保険手続の届出を行うことになる。なお、個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続の届出を受理しないということはない。

(3) 個人番号の提供が受けられなかった場合であっても、提供を求めた記録等を保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておく必要がある。

雇用保険手続きにおけるマイナンバーの記載は、1 月 4 日からスタートしました。2 週間前での取り扱い変更は厚生労働省の混乱振りを露呈しているようにも思えますが、実務は粛々と進めるしかありません。特に番号の提出を拒否された場合の記録の作成などに注意しながら手続きを進めましょう。

◆ 人事労務研究室

○ 人事労務関連の書類の保存期間

いよいよマイナンバー制度が始まりました。これまでの個人情報保護と意識が大きく異なるのは「本人確認を行うこと」と「不要な情報の削除・廃棄を徹底すること」の 2 点です。情報の削除・廃棄はこれまで厳密に行っていなかった会社様も多いのではないのでしょうか。この機会に人事労務関連の書類の法定保存期間を再確認しておきましょう。

< 労基法・安衛法関連 >

対象書類	保管期間
労働者名簿	退職・解雇の日から 3 年間
賃金台帳	最後の記入をした日から 3 年間
採用、解雇、退職に関する書類 (雇用契約書、解雇通知書等)	退職・解雇の日から 3 年間
災害補償に関する書類	災害補償が終わった日から 3 年間
賃金その他労働関係の重要書類 (出勤簿、タイムカード、労使協定書等)	その完結した日から 3 年間
健康診断個人票	個人票作成した日から 5 年間
長時間労働者への医師による面接指導結果記録	記録作成した日から 5 年間
各種委員会議事録	議事録作成した日から 3 年間

< 雇用保険関連 >

対象書類	保管期間
被保険者関係届出書類 (資格取得届・喪失届、離職票等)	退職・解雇の日から 4 年間
上記以外の雇用保険関係書類	その完結の日から 2 年間
労働保険料の納付関係書類	年度終了から 3 年間

< 健康保険・厚生年金関連 >

全て届出が受理された日から 2 年間

< 税務関連 >

源泉徴収簿、扶養控除申告書等、各種申告書は法定納期限から 7 年間

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント

鈴木労務コンサルタント事務所

特定社会保険労務士 鈴木 恵子

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-13-5 鈴木ビル 3F

TEL: 03-5919-1230 FAX: 03-5935-7220

E-Mail: info@suzuki-consultant.com

URL: http://suzuki-consultant.com/